

このような場合にはご連絡ください

(労働保険・社会保険 手続き一覧)

2022年 9月 1日現在

下記の手続きは原則として【労働保険顧問】の契約内で対応いたします

労働保険

- 新たに支店（店舗、工場）ができた
- 労働局から労働保険料申告書が届いた（毎年6月）

労災保険 対象者：パート・アルバイト等を含む労働者全員

- 業務中にけが等をして医療機関で診察・治療を受けた（→⑤業務災害発生連絡票）
- 通勤途上でけが等をして医療機関で診察・治療を受けた（→⑥通勤災害発生連絡票）
- 業務中・通勤途上のけが等の治療のために通院していた医療機関を変更した
- 業務中・通勤途上のけが等が原因で仕事を休むことになった
- 役員にも労災を適用（特別加入）させたい
- 役員の労災適用（特別加入）を止めたい／特別加入している役員が退任した
- （建設業）初めて元請工事が発生した、初めて事務担当者を採用した
- 労働基準監督署から労災保険に関する調査の連絡が届いた

雇用保険 対象者：週20時間以上（雇用期間31日以上）の条件で就労する労働者

- 雇用保険の対象（20h/w以上）となる従業員を採用した（→①取得手続き依頼票）
- 雇用保険の対象ではなかった従業員が、労働条件変更（20h/w未満→20h/w以上）に伴い雇用保険の対象となった（→①取得手続き依頼票）
※取得手続きの際、個人番号(マイナンバー)を別途お知らせいただきます
- 雇用保険加入者の氏名が変更となった（→③被保険者変更事項連絡票）
- 雇用保険加入者が退職した（→②喪失手続き依頼票）
- 雇用保険加入者が、労働条件変更（20h/w以上→20h/w未満）に伴い雇用保険の対象ではなくなった（→②喪失手続き依頼票）
- 雇用保険加入者が役員に就任した（→②喪失手続き依頼票）
- 雇用保険加入者が育児・介護のために休業することになった
- 60歳以上の雇用保険加入者の賃金が減額された
- 雇用保険の対象ではない外国人が入社した・退職した
- ハローワークから雇用保険に関する調査の連絡が届いた

その他

- 会社名、代表者、本社（事務所）所在地、連絡先等を変更する

下記の手続きは原則として【社会保険顧問】の契約内で対応いたします

健康保険・厚生年金保険 対象者：一般的には週30時間以上（雇用期間2ヶ月超）の条件で就労する労働者／常勤役員

- 年金事務所・健康保険組合から算定基礎届が届いた（毎年6月）
- 社会保険の対象（30h/w以上）となる従業員を採用した（→①取得手続き依頼票）
- 社会保険の対象ではなかった従業員が、労働条件変更（30h/w未満→30h/w以上）に伴い社会保険の対象となった（→①取得手続き依頼票）
- 社会保険加入者の扶養者が増えた・減った（→③被保険者変更事項連絡票）
※扶養追加手続きの際、個人番号(マイナンバー)を別途お知らせいただきます
- 社会保険加入者の氏名が変更となった（→③被保険者変更事項連絡票）
- 社会保険加入者の固定給を変更した（→④固定賃金変更連絡票）
- 社会保険加入者に賞与を支給した
- 社会保険加入者・被扶養者が被保険者証を紛失した・文字が見えにくくなった
- 社会保険加入者が退職した（→②喪失手続き依頼票）
- 社会保険加入者が、労働条件変更（30h/w以上→30h/w未満）に伴い社会保険の対象ではなくなった（→②喪失手続き依頼票）
- 年金事務所・健康保険組合から社会保険に関する調査の連絡が届いた

健康保険

- 社会保険加入者が私傷病によって仕事を休むことになった
- 社会保険加入者・被扶養配偶者が出産することになった
- 社会保険加入者・被扶養者が入院すること等により高額な医療費を支払う予定となった
- 社会保険加入者・被扶養者が入院したこと等により高額な医療費を支払った
- 社会保険加入者・被扶養者が被保険者証を携帯していなかったため自費で受診した
- 社会保険加入者・被扶養者が治療装具等を自費で購入した

※(→)の各種連絡票にてご連絡ください。記載がない事項は電話、メール等でご連絡ください。
連絡票は弊所HP(<https://roumu-assist.com/033.html>)からダウンロードが可能です。

その他、ご不明な点、お困りのこと等ございましたらご連絡ください

社会保険労務士事務所
労務アシスト 〒252-0206 相模原市中央区淵野辺3-15-1-3階
TEL 042-704-9860 FAX 042-704-9861

